

簡易水道たより

簡易水道とは…給水人口が101人以上5000人以下である水道により、水を供給する事業（水道法より）

相模原市営簡易水道は、今後とも「安全で良質な水を将来にわたり安定して供給できる水道」を目指して取組んでまいります

簡易水道事業に関する様々なトピックスなど「簡易水道たより」を通じて情報提供します！

会計方式が変わりました

令和2年4月よりこれまでの官公庁会計方式から一般の会社でも行っている企業会計方式（複式簿記）に移行しました。

《企業会計方式でどうなるの？》

- 企業会計方式（複式簿記）の導入 → 経営の状況がよりわかりやすくなります
- 経営基盤の計画的な強化 → どの施設を、いつ、どのように更新するか把握できます
- 将来にわたる経営の継続 → 経営を継続していくための合理的な料金算定をします

相模原市簡易水道事業審議会を設置します

簡易水道事業審議会の設置して、これからの簡易水道事業のあり方や経営健全化について地域の代表者や学識経験者、公募市民の方などからご意見を伺ってまいります。

統合整備事業が終了しました

平成21年度から順次進めてきました、藤野地域内の小規模水道の市営簡易水道への統合整備事業が、令和2年3月をもって終了しました。

【重要】新型コロナウイルス感染症対策について

新型コロナウイルスの感染拡大の影響に伴い市営簡易水道料金の取扱いを以下のとおりご案内します。

①使用料の納期限延長

- 【対象者】新型コロナウイルス感染症の影響により使用料の支払が困難になった方
- 【猶予期間】納入通知書の納期限又は口座振替日から最長4か月間
- 【手続】申請書の提出が必要ですので、まずはお連絡ください。
※使用料の納付期限を延長（猶予）する制度ですので、減額や免除される制度ではありません。

②使用料の減額

- 【対象者】葛原及び牧野中央簡易水道（藤野地区）の使用者（定額料金制のため青根簡易水道は除きます）
- 【減額対象の使用料】令和2年度第1期（4・5月）及び第2期（6・7月）分
- 【減額内容】対象の使用料を一律10%減額
- 【手続】一律減額のため手続きは不要

市営簡易水道の給水区域

